

高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県内の公立学校における教職員等の中で発生したハラスメント事案等及び教職員等による児童生徒性暴力等への適切な対応に資するため、外部有識者で構成する高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条

(1) ハラスメント事案等

教職員等の中で発生したハラスメント事案（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等）及びハラスメント事案と疑われる事案を指し、児童生徒に対する虐待等については除くものとする。

(2) 教職員等

高知県内の公立学校に勤務する教職員及び教育実習生を指すものとし、任期付職員、臨時的任用教職員、会計年度任用職員を含むものとする。

(3) 事務局

高知県教育委員会事務局を指すものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県教育長からの求めに応じて、ハラスメント事案等の事実認定について意見を述べること。

(2) 高知県教育長からの求めに応じて、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第19条の規定に基づく調査について意見を述べること。

(3) 高知県教育長からの求めに応じて、高知県内の公立学校におけるハラスメントへの対応や防止策を適切に進めるために助言を行うこと。

(組織)

第4条 委員会は、5名程度の委員で組織する。

2 委員会の委員は、教育、医療、心理、福祉及び法律等に関し専門的な知識や経験を有する者その他高知県教育委員会が適当であると認める者のうちから、高知県教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任となる委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、高知県教育長からの求めに応じて、委員長が招集する。ただし、委員長が互選されていない場合の会議についてはこの限りではない。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、公開する必要があり、かつ個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報公になるおそれがない場合には、委員長は会議に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。

(意見の審議及び報告)

第7条 委員会は、第3条第1項の意見を述べ、又は助言を行うに当たっては、事務局から事案等の説明及び資料等の提出を受け、審議を行うこととする。

2 委員会は、事務局からの説明及び資料等では意見を述べ、又は助言を行うことができない場合には、事務局に対し、再度の調査、説明等を求めることができる。

3 委員会は、意見を述べ、又は助言を行うために必要があると認めるときは、関係者又は専門家等に対して会議への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

4 委員会は、第1項から第3項までの規定により審議を行い、高知県教育長に意見を述べ、又は助言を行うものとする。

5 委員会は、前項の意見を述べるにあたり、報告書を作成する必要があると認める場合には、意見に関する報告書を作成し、高知県教育長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の調査、会議等の活動に関して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。